

## 2 1 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率 実質赤字はありません。  
 実質公債費比率、将来負担比率 早期健全化基準を下回っております。  
 資金不足比率 資金不足額ははありません。

指 標		指標の内容	三浦市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	%	%	%
	連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率		13.39	20.00
	実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	8.3	25.0	35.0
	将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	178.6	350.0	

指 標	指標の内容	三浦市の対象となる会計	比 率	経営健全化基準	
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	特別会計	市場事業	%	20.0
			公共下水道事業		
		企業会計	病院事業		
			水道事業		

「一般会計等」とは、三浦市の場合は一般会計のみが対象です。

「全会計」とは、三浦市の場合は、一般会計・6つの特別会計(国民健康保険事業・老人保健医療事業・後期高齢者医療事業介護保険事業・市場事業・公共下水道事業)・2つの企業会計(病院事業・水道事業)が対象です。

「標準財政規模」とは、地方公共団体において1年に標準的に収入される一般財源の規模です。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率の「%」表示は、実質赤字がない(資金不足が生じていない)ことを示しています。

連結実質赤字比率の財政再生基準は本来は30%ですが、3年間の経過的な基準(40% 40% 35%)が設けられています。

健全化判断比率のうち、一つでも早期健全化基準を超えた場合、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政健全化に取り組むこととなります。また、さらに比率が悪化し、一つでも財政再生基準を超えた場合は、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に取り組むこととなります。

資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、該当の公営企業会計は、経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力による経営健全化に取り組むこととなります。

三浦市の健全化判断比率はいずれも基準をクリアしていますが、将来負担比率が、前年度と比較して14.9ポイント上昇しています。主な要因としては、基金残高の減少や土地開発公社の保有している土地の評価額の減少等があげられます。今年度は、土地開発公社を解散しましたので、来年度においては、より一層の上昇が懸念されます。早期健全化基準を今後も超えずに運営していくことを目指し、財政運営に取り組んでまいります。

病院事業会計においては、前年度までの資金不足を解消し、数値上では資金不足比率はなくなりました。しかし、これは、公立病院特例債や退職手当債を発行したことによる要素が大きく、今後も資金的には大変厳しい状況が続くことが予想されます。

平成22年4月から公営企業法が全部適用され、鋭意努力しておりますが、今後も常勤医師の新規確保等、経営再建に積極的に取り組んでまいります。